

議第 1 号 都市計画法第 34 条第 12 号区域の追加指定について（日高市決定）

都市計画法第 34 条第 12 号区域の追加指定について

都市計画審議会資料

都市整備部都市計画課

1 都市計画法第 34 条第 12 号区域について

日高市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第 4 条第 1 号の規定に基づき、区域及び予定建築物の用途を限り、立地を認めるもの。

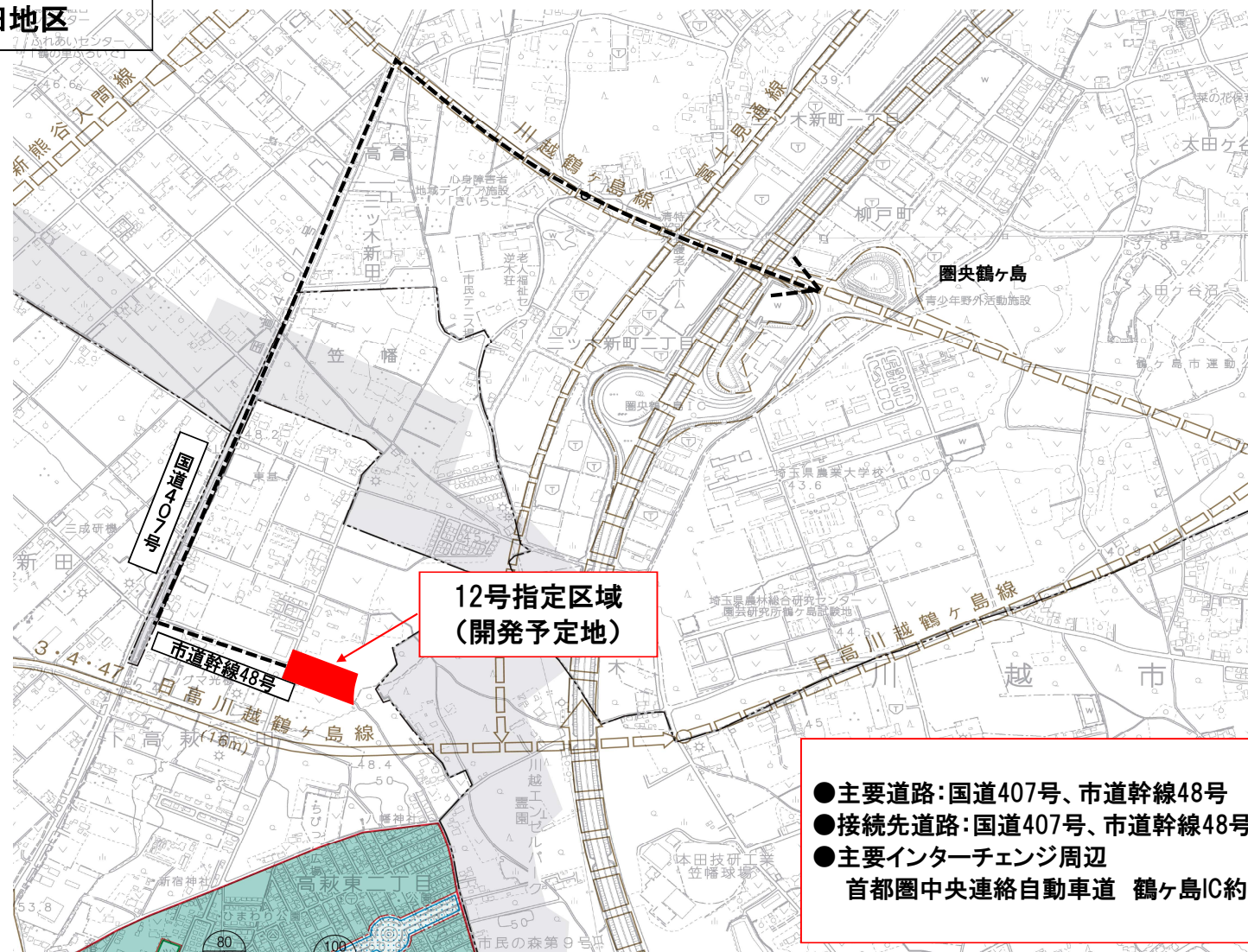
2 追加する 12 号指定区域の概要

(1) 下高萩新田地区

12 号指定区域	大字下高萩新田字村割の一部（別図 1、2 のとおり）
道路網	圏央鶴ヶ島インターチェンジまで約 2 k m
面積	追加指定面積：約 0.8 h a
上位構想	産業系新市街地地域（市土地利用構想）
土地利用状況	山林、宅地
道路	市道幹線 48 号（幅員約 6 m）
排水	・ 工業排水は無し ・ 生活排水は、敷地内で合併処理浄化槽による処理後、市道幹線 48 号の道路側溝に放流 ・ 雨水排水は、敷地内に浸透処理施設を設置し、浸透・貯留による処理
上水道	・ 水道事業者の同意あり ・ 計画使用水量の過半が水道水
予定建築物の 主要用途	倉庫（倉庫業を伴う倉庫）
その他	申請業者が土地所有者

12号指定区域位置図

(1) 下高萩新田地区



- 主要道路: 国道407号、市道幹線48号
- 接続先道路: 国道407号、市道幹線48号
- 主要インターチェンジ周辺
首都圏中央連絡自動車道 鶴ヶ島IC約2km

別図2

12号指定区域図

(1) 下高萩新田地区

